

社会福祉法人三好市社会福祉協議会は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるための「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、次のとおり「一般事業主行動計画」を策定しました。

社会福祉法人三好市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内 容

目 標：期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得率を60%以上にする。

<対策>

令和7年4月 年次有給休暇の取得状況の把握、周知及び実施

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内 容

目 標：育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性労働者・・・取得率を70%以上(取得期間平均14日以上)にすること
女性労働者・・・取得率を100%以上にする

<対策>

令和7年4月～育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しの実施